

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第6号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成27年規則第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中「は、当該子」を「は、当該子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）」に、同条第2号中「親」を「親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親及び同条第1号に規定する養育里親（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該子を委託することができない者に限る。）を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の育児休業等に関する条例施行規則の規定は平成29年4月1日から適用する。